会議名称: 令和元年度12月期古賀市社会教育委員の会議

日 時: 令和元年12月19日(水) 19時~20時30分

場 所: リーパスプラザこが 交流館103会議室

主な議題:「第6回古賀市生涯学習笑顔のつどい」振り返り(2回目)について

傍聴者数:なし

出席者: 松本委員、平島委員、角森委員、國友委員、井浦委員、秋山委員、村山委員、丸井委員

(以上委員8名)

青谷部長、中村課長、村上参事補佐、小嶋

欠席者:橋爪委員

事 務 局: 生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料: レジュメ等 会議内容: 以下のとおり

松本議長:

皆さんこんばんは。ただいまから、12月社会教育委員の会議を始めます。中村哲さんの訃報につきましては皆さんご存知のことかと思いますが、市民としても残念に思うところでございます。先日博多リバレインで実施されている、中村哲さんの生涯にわたる活動を題材とした企画展へ行きました。その展示を見る中で様々なことを考えましたが、私たちも平和や人権といった視点からも、社会教育委員としての活動や地域で実施されている活動を振り返らなければならないと感じました。

さて、それでは次に青谷教育部長からご挨拶をお願いします。

青谷部長:

皆さんこんばんは。今松本議長からもお話がありましたが、中村哲さんの信念からは私達も学ぶべきところがたくさんあると感じております。古賀市としてもゆかりのある方ですので、非常に残念な思いです。1年間を振り返りまして、社会教育委員の皆様には笑顔のつどいをはじめとして、様々な活動を精力的に行っていただいていることに関しまして、まずはお礼を申し上げます。特に近年子どもたちを取り巻く環境というものは非常に厳しいものになっております。いじめや虐待をはじめとして、地域でのつながりや社会教育の重要性が再認識されております。また今年は、学校現場におきましても教員の働き方改革をはじめ、子どもたちにとっては今までやってきたことがどんどん新しいものに変わっていくという目まぐるしい1年となりました。来年1年がさらにいい年になることを願います。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

松本議長:

ありがとうございます。それでは 2. 協議事項に入ります。「第7回 古賀市生涯学習笑顔のつどい」 について、まずは私の方から、第7回古賀市生涯学習笑顔のつどいについての協議という資料を出してお りますのでご覧ください。第6回の反省を10月と11月に実施いたしました。その中で出た意見をまと めております。改善策についてですが、特に分科会の参加者が34%と非常に低い値となりましたため、これを防ぐための案を検討した結果をまとめております。なお、11月の会議の中で第7回生涯学習笑顔のつどいにつきましては全体会と分科会の2部構成で実施するということは決定いたしました。その後、角森副議長から分科会を複数選択して参加できるようにした方がよいのではないかという意見をいただいております。以上の意見をまとめた形で、提案を記載しておりますのでご確認ください。

参加者数については120~130名を基準に考えます。全体行事は開会行事のみということで30分で終了を予定しています。第7回では新しく、分科会発表団体による1分間アピールを入れております。その後10分間で分科会会場へ移動し、2つまで分科会に参加ができるようにしています。閉会行事は各分科会会場で実施するものとします。このことについて、ご意見がありましたらお願いいたします。

國友委員:

来場者は、分科会は2団体のみ参加可能ということでよろしいでしょうか。

角森副議長:

短時間ですべての分科会を回ることは難しいかと考え、2団体のみ参加可能という案にいたしました。

松本議長:

次に、分科会の数と実践報告について協議いたします。分科会の数については、3つ~4つくらいをイメージしております。それでは、参加団体について、事務局に取りまとめ頂いておりますので、その内容について説明をお願いします。

(事務局より、各委員から推薦のあった団体について説明。また、各委員より、推薦団体について補足の説明。)

松本議長:

今の説明を踏まえて、分科会で発表いただく団体数を決定したいと思います。ご意見等があればお願い します。

國友委員:

すいません質問です。西校区コミュニティについてですが、以前笑顔のつどいで発表いただいた際には 通学合宿の話のみを実施頂いたという認識で間違いありませんでしょうか。

松本議長:

その通りです。

子育てサロンについては、実施は難しそうですか。

國友委員:

サロンの再現であれば可能との話を聞いておりますので、和室等が使用できれば十分検討できるかと思います。

秋山委員が提案くださいました海外支援活動等を取り入れることにつきましては、ちょうど来年が東京オリンピックの年ということもあり、グローバルな視点に目を向けるいい機会であると思います。ですが、このような団体を今から探すということですと、来年度の笑顔のつどいに十分に準備する期間があるとはいいがたい状況ですので、この内容は再来年度のつどいで採用できないかと考えております。

井浦委員:

推薦団体をジャンル別に大別してみると、乳幼児対象の活動をしていらっしゃる団体と、小学生対象の活動をしていらっしゃる団体と、その他の行政と関わっていらっしゃる団体というように分類いたしました。分科会における発表団体には、各ジャンルから 1 団体ずつ発表していただくという方法もありますし、一方で、特定のジャンルにのみ特化して団体を選出する方法もあるかと思います。

(協議の結果、出演団体は「おひざにだっこ」、「わくわくフェスタ実行委員会」、「かめのかい」、「古賀西小校区アンビシャス広場」に決定。なお、分科会の発表形式については4分科会同時に開催する方式を採用。)

松本議長:

では笑顔のつどいに関連したその他の報告事項を、事務局からお願いします。

事務局:

広報の手段として、広報こがの8月号にA5程度のスペースで笑顔のつどいの開催について、掲載できるように要望を出しているところです。また、隣組の回覧においても周知ができるように手配しているところです。また、すでに配布されています人権カレンダーや、令和元年度3月号の広報こがの年間カレンダーにおいても、第7回古賀市生涯学習笑顔のつどいの実施日については記載が決定しております。

松本議長:

それでは3. その他に進みます。各委員より報告をお願いします。

(秋山委員より、古賀市社会福祉協議会主催の福祉大会の案内。松本議長より、みんなで育もう!ふくおかの子ども育成支援フォーラムの案内。)

松本議長:

次に事務局からお願いします。

(事務局より、令和元年度糟屋地区社会教育委員研修会、第3回家庭教育ひろば、令和元年度「少年・少女の主張」作文 作文表彰式及び作文発表会、社教情報 No.82 の購入について、市長、教育委員と社会教育委員の懇談会の案内。)

事務局:

なお、例年実施しております社会教育委員の研修についてですが、本年度は議長からもご提案がありま した、みんなで育もう!ふくおかの子ども育成支援フォーラムを社会教育委員の研修として位置づけよう かと考えております。

また、もう1点報告事項がございます。市内運動施設の使用料の見直しについてです。現在、市内運動施設の使用料の見直しを検討しております。昨日、市内の運動施設を利用していらっしゃる団体の皆様に説明会を実施させていただきました。大きな変更点といたしましては、資料に示してあります通り4点です。市内運動施設の使用料を一部変更するにあたりましては、市内の各運動施設の維持管理費を時間および面積に割り戻した際に、使用料をいくらに設定するかという統一のルールのもとに見直しをしましたところ、記載しております運動施設において使用料を改定することを検討しております。

次に、使用料の減免制度の廃止について説明いたします。市内運動施設の利用に関しましては、これまで広く減免を認めてきたという経緯がありますが、受益者負担の公平性の観点から、また、市が所有する運動施設においては所管課ごとに異なった減免制度が運用されており、それらを統一するという観点から減免制度の廃止を検討しております。しかし、青少年の健全育成という観点から、子どもの定期的な運動施設の利用について、大人と同額の負担を強いることはその利用頻度からも難しいものがあると考えますので、子ども料金という仕組みを新たに設けたいと考えています。

なお、説明会の中では、日頃から市内運動施設を利用いただいている団体の方々から、実際に市内の運動施設を維持管理するにあたってどれだけのコストがかかっており、その中で受益者が負担する使用料がどのくらいの割合を占めているのかを提示してほしいとのご意見もいただいております。ですので、そのような資料も順次ご提示していきたいと考えております。

松本議長:

この場でご意見のある方はお願いします。

平島委員:

千鳥ヶ池公園などの一部の施設は使用料が安くなっていますが、これはどのような理由でしょうか。

事務局:

全庁的に3~5年おきに使用料の見直しを実施しております。その間に各施設における維持管理コストが効率化されることもあれば、逆に老朽化が進んだことでコストが増大する場合もあります。このように維持管理コストは変動いたしますので、一定のルールのもとにこれを積算したところ、このような金額になっております。

國友委員:

千鳥ヶ池公園の多目的グラウンドの料金に変動はありますか。

事務局:

千鳥ヶ池公園の運動施設の料金改定は野球場のみを対象としています。

松本議長:

事務局から話があったように、青少年の健全育成のためには子ども料金の設定も必要ですね。体育館の利用も非常に多いですもんね。

事務局:

体育館につきましては学校の施設ですので、校舎と一緒に維持管理をしています。ですので、体育館だけのコストの算出は非常に難しい部分ではありますが、夜間に体育館を利用していらっしゃる社会体育団体の活動によって、多くの電気代がかかっていることも事実です。ですので、学校と社会体育団体のどちらか一方にのみ、負担が偏らないようにしなければならないと考えています。

松本議長:

他にご意見がないようでしたら、副議長より終わりの言葉をお願いします。

角森副議長:

お疲れ様でした。